

DSol ハウジングサービス約款

ディーアイエスソリューション株式会社

平成26年2月1日

目次

第1条	(目的)	P. 1
第2条	(定義)	P. 1
第3条	(範囲)	P. 1
第4条	(本サービスの範囲)	P. 1
第5条	(契約申込)	P. 2
第6条	(本サービスの利用)	P. 2
第7条	(本サービスの解約)	P. 2
第8条	(提供場所)	P. 2
第9条	(オプション)	P. 2
第10条	(契約者の義務)	P. 2
第11条	(契約者機器等の運用)	P. 3
第12条	(契約者の作業)	P. 3
第13条	(電力の提供及び使用条件)	P. 3
第14条	(利用契約終了時の義務)	P. 3
第15条	(入館規則の遵守)	P. 4
第16条	(IDカード)	P. 4
第17条	(禁止事項)	P. 4
第18条	(提供場所の変更)	P. 4
第19条	(他社回線引き込み)	P. 4

第1条 (目的)

ディーアイエスソリューション株式会社(以下、「当社」といいます)は、「DSolデータセンターサービス基本約款」(以下、「基本約款」といいます)と「DSolハウジングサービス約款」(以下、「本約款」といいます)にもとづき、契約者に対し、DSolハウジングサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

2. 本約款は、当社と契約者および間接契約者等との間の本サービス利用に関する各種条件を定めたものです。契約者および間接契約者は、本サービスの利用にあたり本約款を遵守することとします。

第2条 (定義)

本約款において使用する用語は、DSolデータセンター基本約款第2条(定義)の定めによるものとします。

第3条 第3条 (範囲)

本約款は、当社と契約者および間接契約者との間の本サービスに関係する全ての事項について、基本約款とともに適用されます。

2. 前項にかかわらず、本約款と基本約款の内容が矛盾または抵触するときは、本約款に定められた内容が優先して適用されることとします。
3. 当社は、本約款とは別に、必要に応じて、本サービスの円滑な運用を図るために必要な事項を定めます。
4. 本サービスの円滑な運用を図る為に、必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する書面は、本約款の一部を構成します。

第4条 (本サービスの範囲)

当社は、レンタルラックを本サービスとして提供します。また、本サービスには、設置されている物理機器の死活監視及び目視状態確認を実施します。

① レンタルラック

レンタルラックとは、当社が別途仕様書・カタログ等に定めた内容にもとづき提供し、当社データセンターの施設内にハウジングサービスで利用する端末機器を設置することができるラック単位及びUNIT単位にてラックを提供するサービスです。

<ラック単位の提供>

提供するラックは1本全て、もしくは間仕切りされた1/2ラック及び1/4の単位でご利用いただけるサービスです。

<UNIT単位の提供>

UNIT単位にてラックをご利用いただけるサービスです。UNIT単位のサービスはUNIT単位に間仕切りされておらず、他契約の機材と混在しております。よって契約者は物理的に機材に対し接触することはできません。機材に接触できるのは弊社の技術者とのみとなります。

② 死活監視と目視状態監視

当社の監視装置により、レンタルラックに設置している機材の死活の監視を行います。また1日1回保守員の目視により機材の状態を確認します。監視及び状態に異常があった場合速やかに契約の利用責任者にメールにて報告します。

③ オプション

第①号および②号のサービス毎にオプションがあり、当社は契約者に対し別途仕様書、カタログ等に定めた内容にもとづき提供します。

第 5 条 （契約申込）

本サービスを利用するにあたり、契約者は当社約款外の内容を承諾した上でハウジングサービス申込書に必要事項を記載し申し込むこととします。なお、申し込みに関する事項については、基本約款第 10 条（契約の成立）の定めるところに従います。

2. 当社は、契約者に申込書の記載内容を確認するための資料を求めることがあります。

第 6 条 （本サービスの利用）

契約者および間接契約者は、当社が別途定めるデータセンターの利用に関する事項（以下、「利用の手引き」といいます）に従いデータセンターを利用することとします。

2. レンタルラックの契約者は、契約者のサーバや通信等の機器（以下、「契約者機器」といいます）の搭載・稼働等に関して当社がレンタルラックの形状・荷重・提供電力等について別途仕様書・カタログ等に定めた書面にもとづきレンタルラックを利用することとします。
3. 本サービスは、当社が指定するレンタルラックを契約者の本約款等に基づき提供する（貸し出す）サービスです。契約者は、当社約款外を遵守の上で当社指定のスペースのみを使用することとします。
4. 契約者機器または契約者設備の不具合、ならびに契約者の作業により、契約者が損害を被ることがあっても当社に明らかに過失がない場合、当社は、契約者に対してその損害を賠償する責任を負わないこととします。なお、当社または第三者が損害を被った場合、契約者は、それが自己の故意または過失にもとづくものか否かを問わず、当社または当該第三者に対しその損害を賠償することとします。
5. UNIT 単位の利用の場合、契約者機器、契約者設備を物理的に触れて作業することはできないものとします。
6. 当社は、当社の設備の保守、工事、または故障等やむをえない場合、契約者機器または契約者設備の場所、ならびに契約者に使用を許した当社設備等の場所を変更することができることとします。なお、当社は契約者に事前にその旨の連絡をすることとします。

第 7 条 （本サービスの解約）

本サービスに関する契約の解約手続きは、基本約款第 22 条（契約者からの契約の解約等）にもとづき行われることとします。

第 8 条 （提供場所）

当社は、契約者に対し、本サービスを当社が運用するデータセンター（以下、「データセンター」といいます）にて提供をします。

2. 当社が契約者に本サービスを提供する場所は、当社が指定した場所とします。

第 9 条 （オプション）

本サービスで提供するオプションは、本サービスと切り離して利用することはできません。

2. オプションは契約者に提供する場所ごとに仕様の相違があり、別途当社が定める仕様にもとづき提供することとします。

第 10 条 （契約者の義務）

契約者は、他の契約者が設置する設備等を含む装置および機器等への安全確保を充分に行うこととします。当社が契約者機器または契約者設備の搬入および設置について指導もしくは指示をする場合、契約者はその指導もしくは指示に従うこととします。

2. 契約者が設置した契約者機器または契約者設備の運用、操作ならびにこれらに記録されている情報（以下、「契約者データ」といいます）の管理は、契約者が自己の責任において行うこととします。ただし、当社約款外にもとづいて当社が契約者に対して提供する本サービスに含まれるものについては、この限りでは

ないこととします。

3. 契約者は、契約者機器ならびに契約者設備について、落下防止、転倒防止などの安全対策を講じることとします。
4. 契約者は、契約者の責任において、利用の手引きを間接契約者、利用責任者、利用者、登録責任者、連絡先登録者に対して遵守させることとします。

第 11 条（契約者機器等の運用）

当社の責任は第 4 条（本サービスの範囲）で定められた条件でサービスを提供することとどまり、契約者機器もしくは契約者設備の管理、運用および保全等については、契約者の責任において行うこととします。

2. 本サービスのオプションの提供に際し、当社がそのサービス提供にかかわる契約者機器もしくは契約者設備を操作する場合、当社は契約者からレンタルラックの開閉について承諾があったこととします。
3. 当社は、契約者機器、契約者設備またはその周辺に発火・発煙、異音、温度・湿度の変化等の異常が認められる場合、または人命に関わるような緊急な対処が必要と判断した場合は、契約者に通知することなく、レンタルラックの開閉は必要な措置を講ずることがあります。この場合、当社は契約者にその旨を事後、通知することとします。

第 12 条（契約者の作業）

契約者は、契約者のレンタルラック以外において、ケーブルの敷設を行わないこととし、必要な場合は事前に当社の書面による承諾を受けることとします。

2. 契約者は、前項においてフリーアクセスの開閉が必要な場合、事前に当社の書面による承諾を得たうえ、当社の立会のもと作業を行うこととします。
3. 当社は、契約者が敷設したケーブルにより他の契約者に影響する事象が発生した場合、または発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社の指定する方法により再敷設していただく場合があります。この場合の再敷設に関する費用は、契約者が負担することとします。
4. 当社は、契約者が敷設したケーブルにおいて障害が発生した場合、当社に明らかな過失がある場合を除き、責任を負わないこととします。

第 13 条（電力の提供及び使用条件）

当社は、契約者に対し、別途定める仕様にもとづき契約者が本サービスを利用するために当社が必要と認める限度で、電力を提供します。

2. 契約者が利用できる電力は、契約で定めた上限までとし、それを超えた電力の使用によりブレーカ等制御装置の作動等による損害を被った場合、当社は責任を一切負わないこととします。
3. 前項の上限を超えた場合、当社は契約者に対し別途追加料金を請求する場合があります。
4. 契約者が本サービスで使用する電力については、当社が第 1 項に定める仕様のとおりとし、当社が定める電力の使用法と異なる方法にて電源を使用する場合、あるいは著しく電力使用量を超えた場合、当社は契約者のレンタルラックに対しての送電を停止することがあり、契約者はこれを承諾することとします。

第 14 条（利用契約終了時の義務）

解約、解除その他の事由により利用契約が終了したとき、契約者は、当社が定める日（以下、「撤去期日」といいます）までに、契約者の所有または占有に係る契約者機器および契約者設備並びに契約者の什器備品等を撤去した上、レンタルラックを明け渡すこととします。

2. 利用開始から契約者機器または契約者設備ならびに契約者の什器備品等の完全撤去までの間に契約者または間接契約者その他の契約者の関係者が、当社の建物、設備等を変更または毀損、汚損等した場合、契約者はそれを原状回復することとします。これらの作業に要する費用は全て契約者の負担とします。

3. 契約者が第1項または前項に違反した場合は、契約者は当社に対し、損害金として、撤去期日の翌日から原状回復が完了するまでの間、利用契約が終了した当時における日割り単位ではなく、月単位で算出した月額利用料金の倍額相当額の損害金を支払うこととします。
4. 撤去期日までに契約者が第1項の作業または第2項の原状回復工事を行わなかった場合は、当社は、当社または第三者に委託してその作業を行うこととし、契約者はこれを承諾します。この場合、これに要した費用は全て契約者が負担することとします。
5. 前項の場合、当社は契約者に対し、あらかじめ作業に要する費用相当額の支払いを請求することができます。
6. 当社は、契約者が撤去期日を過ぎたにもかかわらず、撤去および原状回復を完了しない場合、契約者の許可を得ずとも、その設備機器等を廃棄または換価処分することができることとします。契約者はこれについて一切の異議等の申し立てをせず、また、なんらの請求もしないこととします。更には間接契約者、第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないこととし、契約者の責任をもって紛争の解決をはかることとします。

第 15 条（入館規則の遵守）

契約者または間接契約者は、「データセンター利用手引き」の内容を遵守し入退館することとします。

第 16 条（ID カード）

当社は、契約者に対し、ID カードを基本約款第 37 条（入退館規則の遵守・ID カード）にもとづき提供します。ID カードは当社のデータセンターへ入退館の利用以外にも、一部データセンターでラック開錠の際にも利用されます。

第 17 条（禁止事項）

当社は本サービスの利用にあたって、基本約款第 38 条（禁止行為）及び以下の行為（以下、あわせて「禁止事項」といいます）を禁止します。また、契約者または間接契約者が禁止事項を行い、または行う恐れがあると当社が判断した場合、当社は適切な措置を講じます。

- ① 当社の施設および設備の防火対策の確実性を高める為に、契約者がラック内にダンボールや書物・紙類などの可燃物を保管することを禁止します。
- ② 契約者がフリーアクセス部分の下とラック上部を物置場として利用することを禁止します。フロア全体は共有部となるため当社管理下にあり、当該スペースの契約者による不法または不当利用が発見された場合には、当社は契約者の許可を得ずとも当該スペースに置かれた物品等を廃棄することができることとします。また、廃棄の際に要した費用については、後日契約者に請求ができることとします。契約者はこれについて一切の異議等の申し立てをせず、また、なんらの請求もしないこととします。更には間接契約者、第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないこととし、契約者の責任をもって紛争の解決をはかることとします。
- ③ 契約者が、当社の事前の書面による許可なくレンタルラックの付属品、構成品を取り外すことを禁止します。

第 18 条（提供場所の変更）

当社は、当社の事情により契約者が本サービスを利用するために使用しているスペースの位置を変更することがあります。その場合、位置変更の 6 ヶ月前までに契約者に通知することとします。

2. 提供場所を変更する場合、当社と契約者は別途協議の上で位置変更の作業を行うこととします。また、契約者は、変更に伴う作業の間、本サービスを利用できない時間が生じることについて了承し、かつこれに伴う損害賠償、また保証の請求をしないこととします。

第 19 条（他社回線引き込み）

契約者は当社が用意した回線以外に、当社の事前の書面による許可のもと、以下の条件で契約者自身による他社回線の引き込みができることとします。

引き込み回線の場合、当社の定める運用ルールまたは指導にもとづき利用することとします。

他社回線の障害の発生について、当社に明らかな過失がある場合を除き、責任を負わないこととします。

附則

2014 年 2 月 1 日 制定